

草加市消費生活センターを知っていますか？

草加市消費生活センターでは、商品やサービスに関して、取引方法・契約・品質・性能・安全性・その他消費生活に関するトラブルについて、相談を受け付けております。

専門の相談員が、事実関係を聴き取り、問題点を把握し、皆さんとともに解決に向けて、助言やあっせんなどのお手伝いをいたします。



相談するときのポイント

- 相談は無料です。先ずはお電話でご相談ください。
- 出来るだけ契約者（当事者）本人からご相談ください。
- 契約書などの証拠書類があれば、揃えておいてください。
- 相談の際に知りえた個人情報は厳守いたします。ほかの人に漏れることは有りませんので、安心してご相談ください。

このような相談をいただいております



- **商品の購入・契約についての情報**
商品やサービス、業者の対応に疑問を感じたら、購入・契約の前にご相談ください。
- **商品やサービスに疑問を感じる**
小さなトラブルであっても、商品やサービスの品質や安全性などについて疑問を感じたときは、ご相談ください。
- **契約や取引に関するトラブル**
悪質商法の被害や、契約や取引に関するトラブルに巻き込まれたときは、1人で悩まずお早めにご相談ください。
- **製品の使用による事故**
製品を使用し、製品に起因すると思われる事故が起こったり、危ないと感じたりしたときは、すぐにご相談ください。

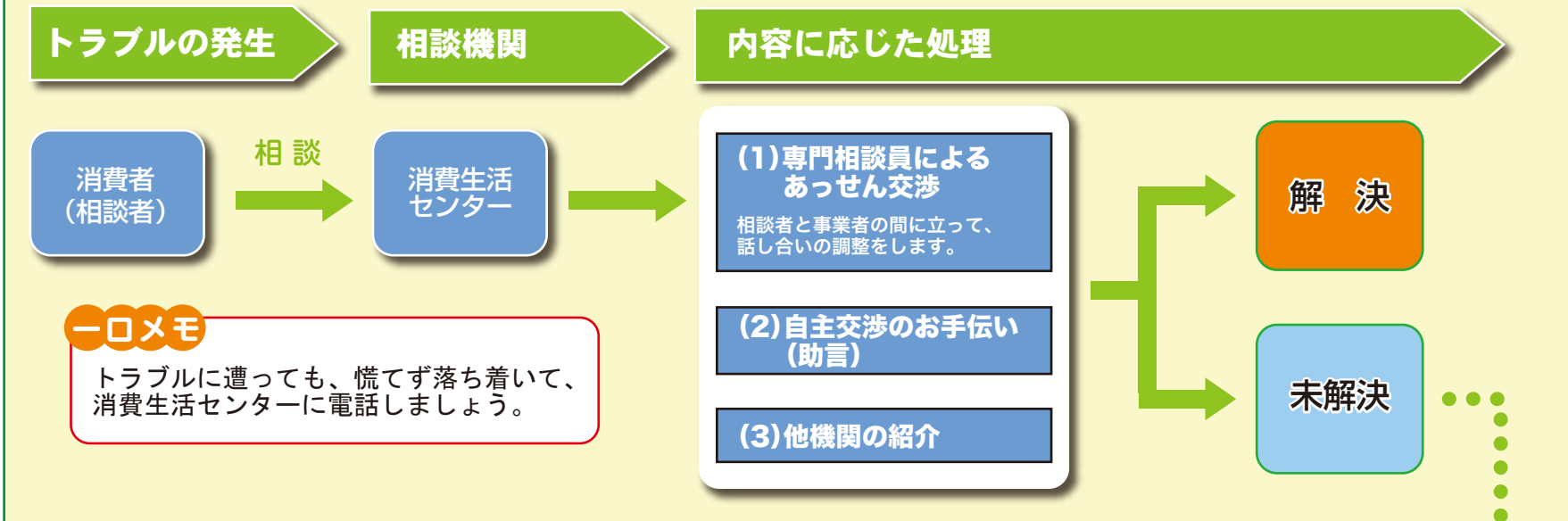
その他いろいろなトラブルに対応・相談に応じておりますので、困ったときや悩んだときはお気軽にご相談ください。

草加市は消費生活センターを始め、常に消費者の視点から相談に応じています

消費生活相談

草加市消費生活センターでは、消費者からの相談内容に応じて、適切な処理を行っております。速やかな解決を目指すためにも、相談の流れを理解しておきましょう。

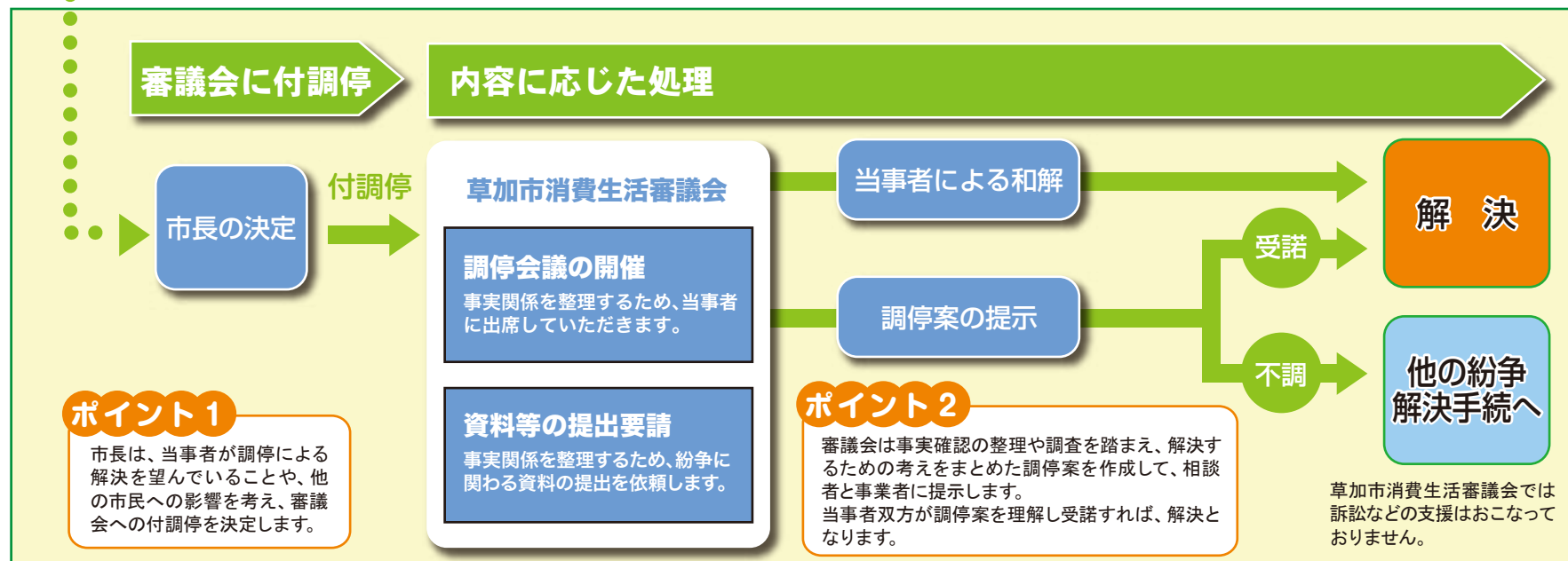
消費生活相談の流れ 1人で悩まず、まず相談してみましょう



草加市消費生活審議会による紛争調停の活用

草加市では、消費生活センターで解決困難であり、他の消費者に被害が及ぶ恐れのある相談事例については、調停制度を設けて、裁判によらない解決を目指します。

草加市消費生活審議会は、市民の消費生活に関する事項について調査審議するため設置された諮問機関です。



草加市消費生活審議会では訴訟などの支援はおこなっておりません。